

ご存知ですか？

# 少額訴訟手続が 利用しやすくなりました

少額訴訟手続なら、裁判はこれだけ身近に

少額訴訟手続は、お金に関する紛争を、  
**簡易・迅速・低廉な費用**で解決する裁判手続です。  
裁判所に原則一回行くだけで紛争が解決できます。  
相手方が任意に支払いをしない場合でも、  
簡易裁判所に申立てができる  
少額債権執行手続制度もできました。  
誰でも、気軽に、紛争解決の場として  
利用できることができる裁判手続です。



# I・N・D・E・X

少額訴訟手続ってどんなもの?	3
少額訴訟手続の特徴	4
CASE 1 貸したお金を返してくれない	6
CASE 2 売買代金を払ってくれない	7
CASE 3 工事代金を払ってくれない	8
CASE 4 家賃を滞納されている	9
CASE 5 追突された	10
CASE 6 敷金を返してくれない	11
CASE 7 アルバイト代を払ってくれない	12
CASE 8 パソコン教室を中途解約したい	13
CASE 9 大事な植木を切られた	14
少額訴訟手続をもっとくわしく	15
少額訴訟手続 流れと進め方	16
相手方が判決や和解の内容を実行してくれないと 少額訴訟債権執行手続	20
少額訴訟手続の費用について	22
少額訴訟以外の裁判に関する手続きで主なもの	23
司法書士の主な仕事	24
全国の司法書士会一覧	26

# 少額訴訟手続って どんなもの？

少額訴訟手続は比較的軽微な事件を簡易・迅速に処理するための

簡易裁判所で行われる裁判のひとつです。

少額訴訟手続の大きな特徴の一つに、通常の法廷ではなく、ラウンドテーブルと呼ばれる円卓の法廷が使用されているということが挙げられます。



このようなテーブルに、裁判官・書記官・司法委員・紛争の両当事者（少額訴訟の申立人（原告）・少額訴訟を申し立てられた相手方（被告））が席に着きます。裁判官も黒い法服ではなく、普段のスーツ姿で、分かりやすい言葉で話しかけます。

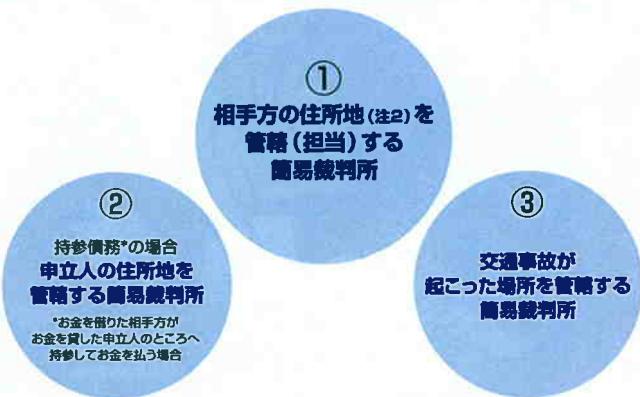
ただ、簡易・迅速といつても、少額訴訟も裁判です。

まず、少額訴訟の特徴や注意すべき点をしっかりと把握しましょう。

# 少額訴訟手続の特徴

- 原則として**1回の期日**(注1)で判決が言い渡され、あるいは和解が成立しますので、裁判所に何度も足を運ぶ必要がありません。
- 証拠書類は、審理の日に調べられる物(契約書、領収書、借用書、写真など)に限られ、証人尋問も当日法廷にいる者のみで行われます。ただし、法廷に来ることができない証人については裁判所から電話で尋問することができる場合もあります。
- 裁判所は、申立人の請求を認める場合でも、3年以内の期間で分割払いとする判決(例:月2万円の20回払いとする)や支払猶予の判決(例:その年の12月末日までに払え)を言い渡すことができます。これに対しては不服を申し立てることができません。

## 申立てができる簡易裁判所



例えば、貸したお金を  
返してもらう請求をする場合

交通事故などによる不法行為による  
損害賠償請求(注3)をする場合

上記のようにいくつかの簡易裁判所から選択できます。

(注1)当事者(申立人と相手方)が裁判所に行って裁判を行いう日時。

(注2)住所地とは、個人なら住んでいる場所、会社なら本店のある場所になります。例えば、東京都新宿区に住んでいる人に対し少額訴訟を申し立てる場合は、東京簡易裁判所が管轄になります。

(注3)わざと(故意)やついうっかり(過失)で、他人に傷つけられたり他人に物を壊された場合、一定の要件が整えば被害を受けた人は相手方に損害の賠償を請求することができます。例えば、交通事故で車を壊された場合、車の修理代金としてお金の支払いを請求することができます。

申立ては簡易裁判所で行います。支払いを求める額が**60万円以下**のものに限られます。  
少額訴訟を申し立てる人を申立人(原告)、申し立てられた人を相手方(被告)といいます。

## 注意すべき点は…

- 少額訴訟は、申立人が**60万円以下**の金銭の支払いを求める場合に限られます。例えば指輪や時計などの動産の引渡しを求める場合や土地などの不動産の明け渡し等を求める場合は少額訴訟を利用することはできません。
- 相手方の所在が分からぬ場合(裁判所からの書類が届かないような場合)には、少額訴訟を起こすことはできません。
- 同じ簡易裁判所での少額訴訟の利用は、**年間10回**までしかできません。
- 少額訴訟では、反訴(その少額訴訟の裁判手続きの中で、申立人を相手方として訴えること)の提起はできません。
- 相手方が少額訴訟の手続きに同意しない場合、通常の裁判に移行される場合があります。また、裁判所の判断で、通常の裁判に移行されることもあります。
- 少額訴訟の判決に対して不服がある場合でも、その判決に対して地方裁判所への控訴はできません。同じ簡易裁判所へ異議の申立てができるだけです。

従って、まず「少額訴訟手続」に向いているものかどうか慎重に見極める必要があります。

### 向いているもの

証拠や証人がそろっていて争点が少ないもの(例えば貸したお金を返してもらうように請求する場合、借用書があり相手方が借りていることを認めている場合)。

### 向いていないもの

何人もの証人の話を聞いたり、鑑定や現場検証を必要としたりするものなど。

迷った場合は、  
自分で判断せず  
司法書士等の専門家に  
相談されることを  
お勧めします。

# 貸したお金を 返してくれない

友人に頼まれて50万円を貸しました。

3ヶ月後に必ず返すという約束で、簡単な借用書を書いてもらいましたが、半年経っても返してくれません。支払うように催促しても、「今は無理」というばかり。返す気がないとしか思えません。

裁判でなんとかお金を取り戻せないでしょうか。



## 解決へのアドバイス

「何月何日までに支払う」という約束を守らず、何度も請求しても、返済してくられないようなら、少額訴訟手続で決着をつけてみてはどうでしょうか。借用書もあり相手の人がお金を借りたことを認めているのであれば、明らかにあなたに有利です。

# 売買代金を 払ってくれない

A社にノートパソコン2台を、42万円で売りました。

代金は翌月末日の一括払いという約束でしたが、期限が来ても支払ってもらえません。

いつ支払えるのか聞いても「来月にはなんとか」の繰り返し。このまま支払いに応じてくれないと困るので何とかしたいのです。売買契約書を取り交わしていませんが、裁判を起こして勝てるでしょうか。



## 解決へのアドバイス

A社に全く誠意が見られない場合は、少額訴訟手続で強制的に支払ってもらうのが最も有効でしょう。配達証明付内容証明(注1)で期限を区切って催促(請求)し、それでも支払ってくれなければ少額訴訟を利用しましょう。売買契約書がなかったとしても、納品書や請求書、配達証明付内容証明郵便などを集めれば、有力な証拠になります。

(注1)配達証明付内容証明郵便とは、郵便局が「いつ・誰が・誰に対して・どのような内容の郵便を出したか」と「いつ相手方に手渡されたか」を証明してくれる郵便です。配達証明付内容証明郵便を出すには一定の決まりがあります。詳しくは司法書士等の専門家にお尋ねください。

## CASE 3

# 工事代金を 払ってくれない

お客様から瓦のふき替えを頼まれ、工事をしましたが、その代金60万円を支払ってもらえません。

催促してもまったく無視。いっそ瓦を引きはがして持って帰ろうかとも考えているのですが。



### 解決へのアドバイス

いくら相手が支払ってくれないからといって、自力救済（瓦を引きはがして持つて帰ること）は認められません。この場合も、少額訴訟手続を利用するのがいいでしょう。ただし、請負工事の契約書か、契約書がない場合は、見積書等で請負契約が成立したこと、工事が完了したこと及び目的物を引き渡したことなどを主張・立証する必要があります。

ただし、このケースのような工事は特定商取引法の指定役務であり、同法の訪問販売や電話勧誘販売に該当する場合は、クーリング・オフがありますので注意が必要です。詳しくは司法書士等の専門家にご相談ください。

# 家賃を 滞納されている

小さなアパートを経営していますが、賃借人（アパートの借り主）の一人が家賃を5カ月分、合計40万円滞納しています。長い付き合いなので、部屋を明渡してもらうことまでは考えていませんが、滞納家賃だけを取り立てることはできるのでしょうか。



## 解決へのアドバイス

部屋の明け渡しと同時に滞納家賃を請求する場合は、少額訴訟を利用することはできませんが、滞納家賃の請求だけなら少額訴訟で相手方を訴えることができます。相手方に誠意が見られないようでしたら、少額訴訟を利用してみたらどうでしょうか。

# 追突された

交差点で信号待ちをしていたところ、後ろから来た車に追突されました。幸いケガはありませんでしたが、相手方の車が大型の4WD車であったためか、私の車の後部が大きく破損しました。そのため修理費用に25万円を要し、1週間の修理期間中、代車の使用も余儀なくされ7万円支払いました。合計32万円を相手方に請求しましたが、全く支払ってもらえません。



## 解決へのアドバイス

交通事故による損害賠償請求事件で争いとなるものに過失割合がありますが、あなたの場合、停止時の追突ですから通常、過失割合は0:100で相手方に非があることになります。

ただ、相手方に請求できる損害額は、修理費の場合は、事故当時の車の時価と修理代を比較して安い方の金額ですので、修理費用の全額が請求できるわけではありません。

また、代車費用については認められない場合もあり、認められる場合でもあくまで自分の車と同等の車の代車費用であることに注意が必要です。

# 敷金を 返してくれない

賃貸マンションに2年間住み、この度、引っ越しすることになりました。大家さんには敷金として賃料12万円の3ヶ月分36万円を預けていますが、部屋を明け渡して1ヶ月以上もたつのにいまだに返してくれません。掛け合うと、畳の表替えの費用やクロスの張替え費用にほぼ同額の費用がかかったので、返還すべき敷金はないという返事です。本当に敷金は返ってこないのでしょうか。



## 解決へのアドバイス

まず、賃貸契約書を確認しましょう。原状回復費用について、具体的に細かく特約が定められていませんか。特約がなければ、通常使用に伴う汚損や破損についての修理費用等は賃貸人（大家さん）の負担です。賃借人（借り主）としては、故意（わざと）・過失（ついうっかり）に基づく汚損や破損についてのみ責任を負担します。

原状回復費用について特約がある場合でも、その特約が賃借人にとって著しく不利な場合は、特約自体が無効なものと考えることができますので、敷金が返ってくる場合もあります。詳しいことは司法書士等の専門家にご相談ください。

# アルバイト代を 払ってくれない

時給800円の約束で引っ越しのアルバイトをして40万円ほどになりましたが、アルバイト先の会社は5万円しか支払ってくれません。その後、連絡をしても居留守を使ったりして支払おうとしません。どうしたら差額のお金を支払ってもらえるのでしょうか。



## 解決へのアドバイス

会社との契約で時給800円のアルバイトをして、40万円になったという証明ができれば、少額訴訟手続でその差額金を支払ってもらえる可能性は大です。

# パソコン教室を中途解約したい

パソコン教室の1年コースの受講を申し込み、受講料年48万円を前払いしました。しかし、教え方が不親切なので、2カ月たって中途解約をしたところ、あなたの勝手でやめたのだから、受講料は返還しないといわれました。本当に返ってこないのでしょうか。



## 解決へのアドバイス

本件の契約が、特定商取引法の適用を受けるものであれば、同法の規定により、パソコン教室やエステなどの特定継続的役務提供契約については中途解約が認められ、しかも事業者側が請求できる損害賠償額も制限されています。特定商取引法の適用を受けるケースであれば、あなたが支払うべき金額は、既に受講した分の受講料（2ヶ月分8万円）+①5万円もしくは②契約残高の20%（①②のいずれか低い額）になります。契約残高の20パーセントは、40万円×20パーセントの8万円ですから、あなたが支払わなければならない金額は、13万円ということになり、残りの35万円については返してもらうことができます。

特定商取引法の適用を受けるケースであるか?など、詳しいことは司法書士等の専門家にご相談ください。

# 少額訴訟手続

## ① 訴状を作成し、裁判所に提出します

まず、訴状を作成し、裁判所に提出します。

簡易裁判所に定型訴状用紙も備え付けられていますのでそれを利用することもできます。

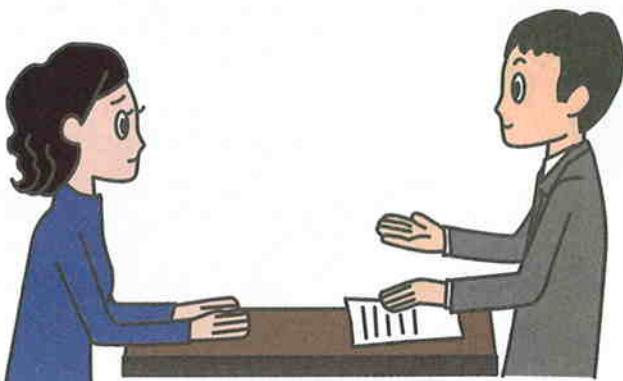
契約書など証拠書類があれば訴状に添付します。

### 司法書士に、訴訟代理や訴状の作成を依頼する場合

紛争が起こったきっかけから現在の状況までを司法書士にお話しください。自分に不利なことも含め、ありのままを聞かせてください。紛争に関係する書類や相手から受け取った書類なども持参してください。それらを元に、少額訴訟によるべきか他の手続きを選択すべきかアドバイスします。

それとともに、少額訴訟での手続きの進め方、裁判所から聞かれることやあなたが話すべきことなど、あなたの立場に立って、分かりやすくアドバイスします。

司法書士は、あなたの話を聞いて訴状を作成します。また、法務大臣の認定を受けた司法書士の場合には、あなたの訴訟代理人としてあなたに代わって、また、あなたと一緒に裁判に出ることもできます。



## 流れと進め方



### ② 裁判所の訴状の受理・訴状の審査

裁判所での受け付けでは、書記官から少額訴訟の特徴や手続きの進め方について説明があり、被告となる相手方の出欠の見込みなどが確認されます。なお、訴状は簡易裁判所に郵送で提出することもできます。

また、申立人（原告）から訴状が提出されると、裁判所は、管轄に間違いないかどうか、少額訴訟の要件を満たしているかどうかなどについて訴状の審査を行います。

訴状に不備があれば、裁判所書記官からの連絡があります。

訴状が受理された場合は、出廷する期日も決定されます。

### ③ 第1回期日の指定

裁判所から、期日指定の連絡があります。手続き説明書面も同封されています。

### ④ 相手方へ訴状などが送達されます

訴状などが相手方（被告）に送達（訴状などが相手方に渡されること）されます。そして、裁判所は相手方から訴状に対する反論などを聞いたり、反論を記載した書面（答弁書といいます）を提出したりするよう催促をします。



# 相手方が判決や和解の内容を実行

少額訴訟でせっかく判決や和解を得ても、相手の人が和解内容を実行して支払ってくれなければ、現実にお金の回収はできません。そこで、そのときには、「少額訴訟債権執行申立」をして債権の回収をはかることができます。具体的には、相手の人の預貯金や給料などの差し押さえをする方法です。

そのため、少額訴訟債権執行の申立てをする場合には、相手の財産の情報（勤務先であるとか、どこの銀行に預金があるかなど）を知っておく必要があります。



## 少額訴訟債権執行の条件

少額訴訟債権執行は、少額訴訟手続で得た債務名義（判決や和解調書など）で行います。少額訴訟債権執行は、金銭債権しか差し押えることができません。

\*代表的なものは給料、賃料、敷金、預貯金等の金銭債権です。不動産（土地・建物）、動産（時計・指輪等）、電話加入権などは、少額訴訟債権執行では差押えできませんので注意が必要です。

### 司法書士の代理

請求の価額140万円までの少額訴訟債権執行であれば、司法書士が代理人として強制執行の手続きを行うことができます。

# してくれないとき 少額訴訟債権執行手続

## 少額訴訟債権執行の申立先

申立先は、「少額訴訟の手続きをしたのと同じ简易裁判所」の裁判所書記官です。

少額訴訟に係る債務名義(判決や和解調書)による金銭債権に対する強制執行の手続きは、従来どおり地方裁判所においても通常の債権執行として行うことができますが、司法書士が代理できるのは、简易裁判所で行われる少額訴訟債権執行に限られます。

※少額訴訟債権執行によらない債権執行やその他の強制執行(不動産や自動車などに対する執行、動産執行など)は、地方裁判所の管轄になります。





# 司法書士の

## 簡裁訴訟代理等関係業務

簡易裁判所における裁判手続について訴訟代理人となったり、裁判外での和解の交渉に当たったり、法律相談を受けたり、筆界特定手続の代理や相談を受けたりします。なお、これらの簡裁訴訟代理等関係業務は、法務大臣が指定した法人が実施する研修を修了した後に、「簡裁訴訟代理能力認定検査」を受験し、その結果を踏まえて、法務大臣から認定を受けた司法書士が行うことができます。

## 裁判所や検察庁に提出する書類を作成すること

裁判の訴状や答弁書、調停や破産・民事再生の申立書などの書類を作成します。

また、家事審判手続や保全・差押手続に関する書類の作成もします。



## 成年後見業務

判断能力が不十分な方々を支援するための制度が成年後見制度です。

現在、法律専門家としての後見人には、司法書士が最も多く選任されています。高齢者を抱えた家族や高齢者自身が納得できる生活を送るために、専門家である司法書士が適切なアドバイスをします。



# 主な仕事



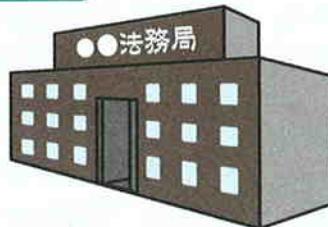
## 会社・法人の登記手続について代理すること

会社や各種法人を設立したり合併するなどの登記手続や、増資・役員変更などの登記手続を代って行います。

## 不動産の登記手続について代理すること

土地や建物を売買したり、相続したり、これらに抵当権や賃借権などを設定するときに、登記手続を代って行います。

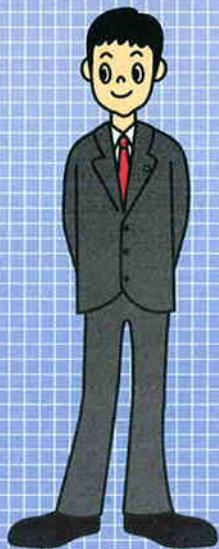
## 供託手続について代理すること



明け渡しや賃料の増額を要求している家主が、家賃を受け取ってくれないとき、家賃を支払ったのと同じ効果を発生させる「供託」という手続きを代って行います。

## その他

以上のか、検察庁に提出する書類（告訴・告発状など）の作成、帰化申請書など国籍に関する書類の作成、筆界特定手続の書類の作成も行います。



## 日本司法書士会連合会

160-0003 東京都新宿区本塩町9-3 司法書士会館3F

TEL.03-3359-4171 (代表)

<http://www.shiho-shoshi.or.jp/>